

政策保有株式に関する開示府令等 改正案、公表——金融庁

去る11月26日、金融庁は、政策保有株式の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）を公表した。

改正の背景

金融庁では、令和5年度の有報レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題を識別していた。また、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」や「2024事務年度金融行政方針」においても、政策保有株式の開示の適切性について、制度改正等の方向性が示されていた。

改正の概要

有報等における「株式の保有状況」の開示に関して、次の改正を行う。

- 開示府令の改正
当期を含む最近5事業年度以

内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る）について、次の開示を求める。

- 銘柄
- 株式数
- 貸借対照表計上額
- 保有目的の変更年度
- 保有目的の変更の理由および

変更後の保有または売却に開する方針

(2) 開示ガイドラインの改正

「純投資目的」を「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう」とする考え方を明示する。

適用関係等

公布の日から施行され、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用予定。
コメント期限は12月26日。

金融

WG内にサステナビリティ情報保証の専門グループを設置へ

金融審議会サステナ情報開示・保証WG

去る12月2日、金融庁は第4回金融審議会サステナビリティ情報開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長：神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。主な審議事項は次のとおり。

サステナビリティ情報の開示

- セーフハーバー
前回会議（2024年11月10号（No.1726）情報ダイジェ

スト参照）にて、スコープ3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、開示ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に、責任を負わないとの考え方を示す事務局案についておおむね賛意が聞かれていた一方、責任の要件の見直し等、法改正により対応すべきとの意見も聞かれていた。

財務省法人企業統計調査

—令和6年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。
以下は、令和6年12月2日に発表した令和6年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,216社 (19,084社)
回答率 71.1% (71.5%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、377兆2,965億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は2.6%となりました。

業種別にみると、製造業は2.8%、非製造業は2.5%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、23兆124億円で、増加率は▲3.3%となりました。

業種別にみると、製造業は▲15.1%、非製造業は4.6%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、13兆4,110億円で、増加率は8.1%となりました。

業種別にみると、製造業は9.2%、非製造業は7.4%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は11兆8,835億円で、増加率は9.5%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位：％、億円)

区分	5.7-9	10-12	6.1-3	4-6	7-9	
売上高					(実額)	
全産業	5.0	4.2	2.3	3.5	3,772,965	2.6
製造業	3.5	3.2	2.8	2.6	1,146,724	2.8
非製造業	5.6	4.6	2.1	3.9	2,626,241	2.5
経常利益					(実額)	
全産業	20.1	13.0	15.1	13.2	230,124	△3.3
製造業	△0.9	19.9	23.0	13.0	81,021	△15.1
非製造業	40.0	9.5	11.5	13.3	149,102	4.6
設備投資					(実額)	
全産業	3.4	16.4	6.8	7.4	134,110	8.1
	(1.7)	(11.7)	(6.8)	(9.1)	(118,835)	(9.5)
製造業	5.5	20.6	8.7	1.4	48,888	9.2
	(5.6)	(20.1)	(9.8)	(2.7)	(44,227)	(9.7)
非製造業	2.2	14.2	5.8	10.9	85,222	7.4
	(△0.4)	(7.1)	(5.3)	(13.0)	(74,609)	(9.4)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和6年10～12月期の調査票の提出期限は令和7年2月10日、結果の公表は令和7年3月4日の予定です。

そこで事務局は前回提案した開示ガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について法律改正の要否も含め、検討していくことを提案した。

(2) 確認書

前回会議では、経営者の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、金融商品取引法上の確認書の記載事項を追加するとの事務局案に対し、反対意見が聞かれていた。

これを受けて、事務局は、確認書による確認の範囲は、有価証券報告書の記載内容全体に及んでいるものの、記載事項が限定的であるとし、会社の代表者等が、かかる情報開示のための社内の手続について、たとえば、「開示手続を整備していること」や「開示手続の実効性を確認したこと」等、代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図るとの方向性が示された。

委員からは、「確認書の記載事項を増やすことよりも、開示手続を有報等に記載するほうがより実効性があるのでは」との意見や「現状においてもサステ

ナビリティ情報も含めた有報全体に対して、代表者および最高財務責任者が適正性を表明しているため、追記はいらぬのでは」という意見が聞かれた。

サステナビリティ情報に

対する保証制度

事務局は保証制度の方向性に関する各種論点について次の対応案を示した。

(1) サステナビリティ保証の範囲・水準等

時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証制度導入から2年間は保証範囲をスコープ1・2、ガバナンスおよびリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて、本WGにおいて継続して検討する。

(2) サステナビリティ保証業務の担い手

サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されない、profession-agnostic制度とする。

保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入する(制度の円滑な導入のためのしくみも含む)。

保証の質を確保するため、監

ポジティブ・メンタルヘルス

尻振って、軸固まる

メンタルクリエイター 江口 毅

9年間使用していたデスクチェアに不具合がみられるようになりました。起業してから2年後、事務所を構えた記念に購入した思い入れのあるデスクチェアなので、数カ月間逡巡しましたが、思い切って買い替えることにしました。

早速ネットショッピングのサイトで検索してみましたが、違いがよくわからず、どの椅子も同じようにみえてしまいます。事務所を構えたときは、時間的余裕とワフワクした気持ちがあったので、都心のデスクチェア専門店に向いて実際に座り心地を試しました

が、今はそこまでやる気力が起きません。時間はつらく思うと思えばつくれるし、新しい椅子に対してワフワクした気持ちもあります。東京から埼玉に引っ越してから、東京に出るのがすつかり億劫になりました。

あきらめずにあれこれ検索しているときに、「バランスボールを椅子代わりにする」という記事が目に入り込みました。もともと「体幹が鍛えられる」という誘い文句に弱い筆者は、「これだー」と思い、購入を決めました。そして、決意が揺らがないように、デスクチェアを処分しました。

バランスボールを椅子代わりにして使いはじめると、30分後悔しました。30分座っただけで背筋やら股関節やらあちこちが痛くなり、座ってられないのです。これでは仕事になりません。「バランスボールを椅子にしたらあちこち痛いの、30分に1回休憩にします」なんて、オンライン研修の講師としていえるはずありません。しかし、もともと使っていたデスクチェアは処分してしまっただけで、覚悟を決めるしかありませんでした。

耐えがたきを耐え、使用し続けていくと、徐々に慣れていきました。座り方のコツがわかってきたことで背筋への負荷は軽減され、座り続けることで股関節がほぐれ、今では2時間ほど連続で座れるようになりました。さらに、以前はデスクチェアに座って仕事を続けていると、肩凝りや腰痛が出てきましたが、それもなくなりました。また、バランスボールに座っていないときの姿勢も改善されました。太腿裏とお尻が蒸れやすいことを除けば、今のところいいことづくめです。

ヘルスの専門家として身体と心のつながりを感じる場面は少なくありませんでした。身体の不調と心の不調、姿勢や骨格の歪みと物事の捉え方の歪みなどのつながりが例として挙げられます。よって、身体の軸が整ったことで心の軸に良い影響を及ぼすことは十分に考えられます。

余談ですが、バランスボールに座ってオンライン会議をする、「相手から揺れているようにみえないか?」と質問を受けたことがあります。筆者も当初は心配していました。それは杞憂ですが、上半身は意外と揺れないものなんです。このことも実に興味深いことです。みえないところが揺れていることがあっても、見た目はどうしり構えているようにみえる。このことも私たちの心のありようや他者との関係性を考えるうえで示唆に富んでいると思えるのです。

職場の椅子をバランスボールに代えるのは難しいかもしれませんが、皆さんも在宅勤務の際に試してみるのはいかがでしょうか。あなたにも、身体のありようだけでなく、心のありよう、何らかのポジティブな変化が訪れるかもしれません。

査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性などは制度上同等なものとする。

(3) 保証基準、検査監督、自主規制

質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、わが国において保証基準を作成する。

監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとする。

委員からは、おおむね賛意が聞かれたものの、(1)について、

「前回WGから、ガバナンスとリスク管理が追加され保証範囲が拡大している。アメリカと同様にスコープ1・2までとするべき」、「3年目以降は国際的動向を踏まえてとあるが、必ずしも国際的な動向が一致しているとも限らず、3年目以降の実務の予見可能性が低い」などの意見が聞かれた。

今後の検討の進め方

事務局は今後の検討の進め方について、次のように本WGで議論するものと、新たに「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置してさ

らに議論を進めていくものとして提案した。

「本WGで議論（大きな方向性）」

・サステナビリティ保証の範囲・水準等

・サステナビリティ保証業務の担い手

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（法改正が必要なもの等）

会計

IFRS9号適用指針の減損の定め等の取り入れ方、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る12月2日、企業会計基準委員会は、第229回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損について、ステップ6に関して、前回専門委員会（2024年12月1日号（No.1728）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS9号「金融商品」の減損に関する定めについて、審議された。

今回は、IFRS9号付録B「適用指針」の減損に関する定めのうちB5.5.1項〜B5.5.27項について、ステップ2として新たに開発する適用指針に取り込む内容と取り入れない

・サステナビリティ保証業務の担い手の登録要件、義務責任
・サステナビリティ保証業務に関する保証基準および倫理・独立性基準のあり方
・サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方
・自主規制機関の役割
・任意保証の義務責任等

委員からは賛意が聞かれた。

内容を峻別する事務局案が示された（以下、B5.5.5.○項を「○項」と表記する）。

新適用指針に取り入れる定め

次の定めのうち解説的な内容以外の箇所を新適用指針に取り入れる。

- ・1項、5項、6項（信用リスクの著しい増大（SICR）の評価を行う際の金融商品のグループニングに関する定め）
- ・2項（全期間の予想信用損失で期日超過の情報以外の情報を利用可能な場合）
- ・4項（個々の金融商品のベ-

スで測定するための一定の合理的で裏づけ可能な情報を有していない場合の要求事項）

・7項（全期間の予想信用損失の認識は当初認識以降に信用リスクが著しく増大しているかに基づく定め）

・8項（ローン・コミットメントおよび金融保証契約について考慮すべきリスクの変動）

・17項（信用リスクの変更の評価に関連する情報の例）

・18項（SICRの評価での定性的・非統計的な定量的情報を用いる規定）の考え方の骨格部分

・22項、23項（信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定する際の金融商品の信用リスクが低いとみなされる場合）

・24項（過去の報告期間で信用リスクが低い金融商品が報告日に低いと判断されない場合）

専門委員からは、「1項、5項、6項の取入れイメージで『金融商品をグループニングする際に用いられる共通の信用リスク特性』の例示が列挙されているが、IFRS9号の文言と同様に、『これらに限らない』旨を加えるべき」との意見が複数聞かれた。

信用損失率アプローチに関する取扱い

12項から15項（SICRの評価および予想信用損失の測定におけるアプローチ、SICRの判定における方法）の定めについては、12項で記載されている信用損失率アプローチ等に関する記載を入れるかどうか、事務局は専門委員に意見を求めた。

専門委員からは、「貸倒実績率のSICRの判定における閾値としての利活用のニーズに対応できるので、入れるべき」との意見が聞かれた。

会計

譲受人がSPCである場合の金融資産の消滅範囲明確化、新規テーマ提言へ

IFASB、企業会計基準諮問会議

去る11月29日、財務会計基準計基準諮問会議は第52回会合を機構内に設置されている企業会

開催した。

主な審議事項は次のとおり。
前回までに提案されたテーマ

株式報酬に関する会計処理および開示の取扱いの整備に関する、いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発について、実務対応専門委員会にテーマアップの評価を依頼していた。

実務対応専門委員会で、テーマ評価に係る審議を行い現行法の下での対応を模索したが、方向性を見出せず評価は未了の状況として、今回報告すべき事項はなかった。

新規テーマの検討

(1) 新規テーマの提案

今回、全国銀行協会から実務対応レベルで、譲受人が特別目的会社（SPC）である場合の金融資産の消滅範囲の明確化についての提案があり、テーマアップするか検討が行われた。

金融商品会計基準9項（注4）では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定のSPCの場合には、当該SPCが発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の要件を適用するとされており、その「証券」の明確化が提案されたもの。

具体的には、金融商品実務指

針40項では、金融商品会計基準9項（注4）の補足として、「証券等」の例示が示されているが、これが企業会計において有価証券とみなされるものを指すのか、またはSPCによる資金調達手段全般（借入金を含む）を指すのか、明確な記載はないため、当該「証券」にはSPCの資金調達手段全般を含む旨を明確にする改正が必要であると提案された。

(2) 事務局提案

この提案を受け、事務局から次の対応案が示された。

（案1）「証券」に関する（注4）の定めを「貸付金」に類推適用できるため、会計基準の適用は不要。

（案2）「証券」に関する（注4）の定めを「貸付金」に類推適用できるかどうかは明らかとしないため、会計基準の開発により明確化を図る。

事務局から、（案1）については特段の対応は不要であり、（案2）の場合でも、実務への影響および関係者のニーズ、ならびに実務の多様性および適時に実務対応報告等の開発が可能か検討した結果、当該取引は金融機関が中心の取引と考えられるなど、広範な影響があるといえず、ASBJのリリースを使用し、必要性は必ずしも高くないため、テーマ提言しない案が示された。

(3) 委員の意見と対応

委員からは「金融機関中心だから広範な影響がないとの分析だが、フィンテックなどが進むなか、今後、一般事業会社にも影響があり得るので、新規テーマとして提言すべき」との意見が聞かれた。

この意見を受けて、同諮問会議議長から、（案2）の方向で新規テーマとして提言すること提案され、委員から反対意見は聞かれなかった。

会計

指標の算定期間の考え方に関する再提案、公表——SSBJ

去る11月28日、SSBJは第44回サステナビリティ基準委員

会を開催した。3月29日に公表されたサステ

経理用語の豆知識

内部統制の評価の範囲



監査人は、経営者の評価手続の内容を理解し、経営者の評価結果の妥当性の検討を、経営者による内部統制の整備状況の評価を踏まえて行うこととなるため、監査計画の策定にあたっては、経営者の評価手続の実施時期を把握しておく必要がある。

監査人は、必要に応じて、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も活用しながら、①経営者による評価の計画段階における協議を、経営者が評価範囲を決定するまでに実施することが適切である、②監査人は、経営者による評価の計画段階で把握した事象や状況が変化した場合、または新たな事実を発見した場合には、評価範囲の妥当性を検討し、経営者と協議することが適切である。

なお、評価範囲の決定は経営者が行うものであり、経営者との協議は、あくまで監査人による指摘を含む指導的機能の一環であることに留意が必要である。

ナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
指標の報告のための算定期間に関する再提案
任意でサステナビリティ基準に従った開示を行う場合

事務局は、前回（2024年12月10日号（No.1729）情報ダイジェスト参照）までの審議において再提案を行うこととなっていた指標の報告のため

本公開草案に関して市場関係者からは「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」が、企業が自発的にS

SBJ基準のすべてのために準拠した開示を行う場合のみを指しているのか、企業が自発的にSSBJ基準の一部の定めに準拠した開示を行う場合も含めるかが必ずしも明確ではないとの声が寄せられた。

そこで事務局は「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」とは、次の2ケースであるとした。

- (1) 適用が法令等により強制される報告期間よりも前にSSBJ基準を適用することを認めている場合に、企業が自発的に、SSBJ基準のすべてのために準拠した開示（ただし、別段の定めがあるものを除く）を行うとき（強制適用前のフル適用）
- (2) 前記(1)以外の場合（自発的なフル適用）

そのうえで事務局は、「強制適用前のフル適用」について次のように本公開草案の明確化ならびに変更を提案した。

- ① 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の定めは、「強制適用前のフル適用」の場合に適用され

ないことを明確にする。

- ② 「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令に従い開示を行う場合」の経過措置は「強制適用前のフル適用」の場合にも適用されることを明確にする。

- ③ 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の経過措置に関する本公開草案の提案を削除する。

国際会計

転換社債に関するASU、公表

FASB

去る11月26日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2024-04「債務—転換とその他のオプションを含む債務—転換社債（convertible debt instruments）の転換促進策（induced conversions）」を公表した。

ASUの概要

現行では、転換促進策（転換社債の転換を促進させる方策）のガイダンスは、発行時の転換特権に従った「すべてが株式発行による転換社債の転換」にの

委員からは、「任意開示が強制適用前のフル適用と自発的なフル適用と2つあり複雑なため、一本化しては」という意見も聞かれた。

事務局は、「一本化するとなると強制適用前のフル適用のみとなってしまう、さまざまな経過措置を認めている自発的なフル適用の規定が廃止されることになるため、任意開示の推進につながらない」旨を回答した。

み適用される。

発行者は、転換社債が転換促進策に従って転換された場合、「対価（株式）の公正価値（転換促進策提供についての債券保有者の受諾日の公正価値）」が「既存の転換社債の転換条件に従った対価の公正価値」を超過する金額を費用として認識する。しかし、株式が発行されない転換社債の決済（現金による決済など）については、規定されていない。

このASUは、転換社債の決

済が転換促進策として会計処理されるために要求される規準について、現行の「限られた期間のみ行使可能な転換」という規準を継続し、次のように現行の転換を含むように改訂し、(2)を追加している。

- (1) 転換促進の申出（offer）が、既存の転換特権のもとで発行可能な対価のすべて（形式と

金融

FOMC議事録にみる柔軟な利下げ方針

米連邦準備制度理事会（FRB）は、11月に開催した米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録を公表した。これによる「インフレ抑制を最優先にしつつも、経済の安定の国際的影響を考慮し、慎重かつ柔軟に利下げを進める姿勢が読み取れる。「インフレ率は2%の目標水準に近づきつつあるが、依然として高い水準にある」との記述から、インフレ鈍化の認識は持っているようだ。また一部のメンバーは、「インフレが目標に近づけば、政策金利を中立に戻す準備が整う」と述べている。

- 金額において）の発行を含む。(2) 既存の転換社債が、発行時に相当の（substantive）転換特権を含んでいた。

適用関係

ASUは、2025年12月16日以降開始する年度から、遡及適用と将来に向かっての適用のいずれかで適用される。また、早期適用は認められる。

「中立に戻す」とは、すなわち「利下げ」を指している。ただし、現時点ではインフレ率が依然として目標を上回っており、「急速な利下げが経済過熱や資産価格の変動を招くリスク」を懸念する声も強い。

このため、FRBは利下げのペースを慎重に調整し、データ依存型のアプローチを堅持する方針を示している。またFRBは、国際的な経済動向にも注目をしている。さらに、主要国が利下げに転じているなかで、新興国市場への影響などが議論された。特に一部参加者から「新興

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年11月25日	ASU公開草案「損益計算書—包括利益の報告—費用の分解開示(サブトピック220-40)—適用日の明確化」	FASB	11月4日公表のASU2024-03について、12月決算以外の企業における適用日を明確化するもの。コメント期限は12月10日。 https://www.fasb.org/news-and-meetings/in-the-news/fasb-seeks-public-comment-on-clarification-to-interim-effective-date-for-new-disaggregation-of-income-statement-expenses-standard-22-420136	—
2024年11月26日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(スタートアップへの資金供給の促進関係)	金融庁	2023年12月公表の金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連政府令等の整備を行うもの。コメント期限は12月26日。なお、これに合わせ、東証も所要の上場制度の整備案を公表している。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241126-2/20241126-2.html	—

証券 米株価の独り勝ちはいっままで続くか？

国市場からの資本流出が米国の金融政策と連動しているリスク」が指摘され、国際市場への影響を考慮した政策運営の必要性が認識されている。また利下げと並行して、バランスシートの縮小(量的引締め)も継続する方針が明記されている。

議事録の内容は、直近のパウエル議長発言とも整合性があり、11月半ばから米長期金利の低下、円高ドル安にトレンドが変わった市場の動きの要因の1

つと考えられる。議事録で最も強調されているのは、金融政策の柔軟性を維持しつつ、持続可能な経済成長とインフレ抑制の両立を目指すこととで、「目標達成のためには適切なペースで政策を調整する必要がある、過度な変動を避けるバランス感覚が不可欠である」とのメッセージを示している。

この点は、国内外の市場と政策運営におけるFRBの信頼性を高める要因となる。

世界の株式市場は、トランプ氏の大統領再選が何をもたらすか、息を凝らして見守っている。米市場はアメリカファーストを掲げるトランプ氏を歓迎し、選挙後の米株価は史上最高値を更

新中である。

米以外の市場はこうはいかない。トランプ氏が得意げに語る諸外国に対する関税大幅引上げという爆弾が破裂すれば、自国経済はどうなるか、不安でしかたがない。カナダ市場だけは例外のように、主要国市場の株価は、米株価の勢いについてい

くことができない。11月の月間株価上昇率が5%を超えたのは米市場とカナダ市場だけで、日本を含む多くの国で株価はマイナスかごくわずかな上昇にとどまった。

トランプ政策の効果は現在、予想の段階にある。トランプ政策のプラス、マイナスは来年、新政権が関税引上げに続いて減税、規制緩和などの目玉政策を実施してからわかってくることである。一方、当面のアメリカの経済、金融情勢は決して安心できるものではない。現状では米連

邦準備制度理事会(FRB)の利下げ計画が予想どおりに進行するかどうか。インフレ、雇用等の動きにも不確実性が残る。

もし、FRBの決定とトランプ氏の期待とに齟齬が生じるような展開になれば、株式市場も一波乱起きることになる。こうなると、米株価の独り勝ちが続くというわけにはいかない。

もともと、米以外の国の経済・企業業績も安心できるものではない。好調な半導体、テック産業などを抱える少数の国を除けば、冴えない経済情勢の国が多い。そこへ、ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ戦争の暗雲が立ち込めている。

そのなかで、日本市場は今年半ばまで米市場と並び世界の株式市場をリードしてきた。株価上昇の止まった現在も、比較的高い株価をキープしている。日本株に対する国際的な評価が高止まりしていることを意味しているよう。米株価の独り勝ちが終わっても、日本株価が大きく下落することはないと思われる。

お詫びと訂正

本誌2024年12月1日号(No.1728)実務解説にて誤りがありました。読者の皆様に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●26頁(図表3)中「2024年5月27日」の欄の「備考」

(誤) 5月20日にR監査法人内の審査から突然、会社法監査に係る意見不表明の旨が通知

(正) 5月20日にR監査法人から突然、会社法監査に係る意見不表明の旨が通知

お詫びと訂正

本誌2024年12月10日号(No.1729)監査役協会解説にて誤りがありました。読者の皆様に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●43頁(図表3)の見出し

(誤) 監査役スタッフに期待される役割

(正) 監査役スタッフに期待される役割